- Q1 所有者死亡により相続しましたが、マイホーム応援事業補助金の対象になりますか。 ⇒相続での取得は補助の対象にはなりません。
- **Q2** 特定エリア内で生活していますが、老朽化が進行しているため建て替えを検討しています。同敷地内で建て替えた場合補助対象になりますか。
  - ⇒建て替えの場合は補助の対象にはなりません。
- Q3 完全分離型の二世帯住宅を特定エリア内に新たに購入予定ですが、その場合、補助金の申請はそれぞれの世帯で申請できますか。
  - ⇒完全分離型の二世帯住宅であれば、ぞれぞれの世帯で申請が可能です。
- Q4 共有部分が多い二世帯住宅を購入予定ですが、その場合、補助金の申請はどのようになりますか。
  - ⇒要綱第2条第2号の規定において、「玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上独立性を有するもの」と住宅を規定しています。玄関、台所、便所、浴室及び居室の独立性があるかどうかで判断します。ご質問の共有部分が多い二世帯住宅ということですが、台所やトイレなど共有されているようであれば、独立性があるとは判断できないため、どちらかの世帯のみの申請となります。
- Q5 転入又は転出の基準日は定められていますか。
  - ⇒登記日から1年以内としていますので、必ず申請書に登記簿謄本の添付をお願いします。
- **Q6** マンションを 2 部屋購入し、 1 世帯で利用する予定ですが、その場合 2 世帯分申請できますか。
  - ⇒1世帯分の申請となります。
- Q7 交付決定から5年経過後、諸事情により住宅を売却し市外に転出しました。その後、再度市内の特定エリアに住宅を購入し転入してきましたが補助金の支給対象になりますか。
  - ⇒再度市内の特定エリアに住宅を購入した場合でも条件が合えば補助対象となりますが、 特定エリアについては、必要に応じて見直しする可能性がありますので、ホームペー ジなどで最新の情報をご確認ください。
- **Q8** 夫婦の共有名義で特定エリアに住宅を購入しましたが、その場合 2 人分申請可能ですか。

- ⇒共有名義の場合も同一世帯と見なしますので、2人分の申請はできません。世帯主で の申請をお願いします。
- **Q9** 増田一丁目の賃貸住宅で生活していますが、増田字柳田にある空き家住宅の購入を検討しています。この場合は補助金の活用はできますか。
  - ⇒増田の丁目以外は対象エリアとなりますので、その他の条件が合えば補助の対象となります。
- Q10 特定エリア内に住居兼店舗で住宅を購入予定ですが、補助金の対象になりますか。
  - ⇒要綱第2条第2号の規定によると、「併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているもの」と定義づけしています。住居と店舗の延べ床面積の割合が、2分の 1以上が居住スペースであれば補助の対象になります。
- Q11 特定エリア内にある自宅をリフォームしたのですが、補助金の支給対象になりますか。 ⇒リフォームは補助の対象にはなりません。
- Q12 特定エリアにある空き地を購入しましたが、補助金の支給対象になりますか。
  - ⇒本制度は住宅の購入に対する補助金のため空き地のみの購入では補助の対象にはなりません。購入した空き地に住宅を建設しかつ居住すれば補助の対象になります。
- Q13 特定エリアに会社の事務所用として住宅を購入しましたが、補助金の支給対象になりますか。
  - ⇒居住用の住宅を対象としているため事務所用では補助の対象にはなりません。ただし、 事務所兼居住用として活用する場合は、延べ床面積で2分の1以上が居住用の住宅と して利用されている場合は補助の対象となります。
- Q14 補助金を活用し、転入して3年目ですが、子どもだけが大学進学のため、上京することになりました。この場合、補助金の返還対象になりますか。
  - ⇒世帯主やその他の家族が転出しない場合は返還の対象になりません。
- Q15 補助金を活用して住宅を購入しましたが、離婚により住宅を売却する予定です。交付 決定から4年しか経過していませんが、補助金返還の対象になりますか。
  - ⇒要綱第5条の規定では、5年以内に譲渡又は貸与、住宅の滅失、転居又は転出した場合は補助の交付決定を取り消すと規定されています。一方で、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではないため、一度なとりの魅力創生課(022-724-7182)までご相談ください。

名取市マイホーム応援事業補助金 Q&A

- Q16 新婚世帯等マイホーム応援事業補助金と重複して申請することはできますか。 ⇒重複しての申請はできません。
- Q17 必要書類「世帯員全員分の納税証明書(未納税額のない証明)」について、18歳未満(乳幼児を含む。)の子どもの分も取得する必要はありますか。
- ⇒18歳未満(乳幼児を含む。)の子どもの分も含め、世帯員全員分取得する必要があります。